

行政書士法の一部を改正する法律要綱

一 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与とともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとすること。

(第1条関係)

二 職責

- 1 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとすること。
- 2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすること。

(新第1条の2関係)

三 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること。

(新第1条の4第1項第2号関係)

四 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。

(第19条第1項関係)

五 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。

(第23条の3関係)

六 施行期日等

- 1 この法律は、令和8年1月1日から施行すること。(改正法附則第1条関係)
- 2 その他所要の規定を整備すること。

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（行政書士の使命）」に改め、同条中「この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより」を「行政書士は、その業務を通じて」に、「目的」を「使命」に改める。

第一条の四を第一条の五とする。

第一条の三第一項第二号中「作成した」を「作成することができる」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の三とし、同条の前に見出しとして「（業務）」を付する。

第一条の次に次の一条を加える。

（職責）

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たつては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

第七条の三第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十条の見出しを「（信用失墜行為の禁止）」に改め、同条中「誠実にその業務を行なうとともに」を削る。

第十三条の三中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改める。

第十三条の六中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改め、同条第二号中「第一条の三第一項第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第十三条の十七の見出し中「の義務」を削り、同条中「第八条第一項」を「第一条、第一条の二、第八条第一項」に改める。

第十三条の二十一第一項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第十八条の二第二号中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十九条第一項中「者は」の下に「、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」を加え、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十一条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書

士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたときは、同条各号を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第二十三条の三中「前条第一号」を「第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

附則第十項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(行政書士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律による改正後の」を削り、「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第一条の二、第一条の三」を「第一条の三、第一条の四」に改める。

理 由

近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎行政書士法の一部を改正する法律 新旧対照表

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		（傍線部分は改正部分）
		（目的）	現 行	
第一条の三	〔略〕			
2	第一條の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければなら ない。	〔新設〕		
	行政書士は、その業務を行うに当たつては、デジタル社会の進 展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の 利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければなら ない。			
第一条の二	〔同上〕			

2 [略]

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 [略]

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四 [略]

2 [略]

第一条の五 [略]

(特定行政書士の付記)

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が**第一条の四**第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならな

2 [同上]

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 [同上]

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四 [同上]

2 [同上]

第一条の四 [同上]

(特定行政書士の付記)

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が**第一条の三**第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならな

い。

2 [略]

(信用失墜行為の禁止)

第十条 行政書士は、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(設立)

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の三及び第一条の四第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の三及び第一条の四第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行

い。

2 [同上]

(行政書士の責務)

第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(設立)

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行

うことができる。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一
条の三及び第一条の四第一項（第二号を除く。）に規定する業務
に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第一条の四第一項第二号に掲げる業務

（行政書士に関する規定の準用）

第十三条の十七 第一条、第一条の二、第八条第一項、第九条から
第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用
する。

（行政書士の義務に関する規定の準用）

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十
三条の規定は、行政書士法人について準用する。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用
等）

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(平成十八年法律第四十八号) 第四条並びに会社法第六百条、第
六百四十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二
十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第一項、
第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第
四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五
百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第
六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十
六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十

うことができる。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一
条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務
に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務

（行政書士の義務に関する規定の準用）

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十
三条の規定は、行政書士法人について準用する。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用
等）

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(平成十八年法律第四十八号) 第四条並びに会社法第六百条、第
六百四十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二
十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第一項、
第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第
四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五
百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第
六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十
六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十

一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 〔略〕

一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2 〔同上〕

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 〔同上〕

二 第一条の四第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に
関する規定

- 三～五 【略】
- 三～五 【同上】

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 【略】

第二十一条 行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 【同上】

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

(業務の制限)

一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの

【削る】

〔削る〕

二 第十九条第一項の規定に違反した者

第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違

反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条の四 第十九条の二の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。

二 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条

〔新設〕

第二十二条の四 第十九条の二の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号

の二、第二十二条の四、第二十三条第一項又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は本条の罰金刑を科する。

の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

10 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の三第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。

10 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の二第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。

○行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十九号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三条関係）

改 正 案

附 則

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、行政書士法第一条の三第二項の規定にかかるわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができます。

現 行

附 則

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、この法律による改正後の行政書士法第一条の二第二項の規定にかかるわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができます。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表（第四条関係）		改正案	現行
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕